

資 料

1

事務局資料

## 1. 推薦・委嘱の手順、年齢条件

### 〔今後講じていく施策等〕に新たに盛り込むことが考えられる事項

(〇〇) 保護司への委嘱に際して、家族の理解の有無が大きな課題となっている。保護司活動は、保護観察等対象者を自宅に招いて面接を実施したりすることなどから、同居する家族の深い理解と協力なくして成り立たず、同居する家族は、まさに保護司活動の協力者というべき存在である。

保護観察所及び保護司会において、保護司活動インターンシップなどの機会を通じて、保護司候補者のみならず、その同居する家族の参加も得ながら、保護司活動について丁寧に説明するとともに、保護局において、保護司活動の協力者である家族に対する必要な支援の充実を図ること。

(〇〇) 日本社会の国際化が急速に進む中、外国にルーツを持つ者の犯罪や非行が顕在化しており、これらの者に対する保護観察等事件については、通訳者の確保や説明文書の翻訳といった対応を講じてきたところである。

社会の国際化に更に対応するため、公権力の行使に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするものと解されていることを踏まえつつ、保護観察所において、保護司会の意向や管内地域の実情に応じた必要性を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司又は保護司活動の協力者として確保したり、当該人材の協力を得て外国人等との共生について理解を深めるための研修を実施したりするようにすること。

(〇〇) 幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、保護司・保護司会とともに、保護観察所においても、関係機関・団体等に対して人材の確保について協力を求めるなどして、保護司適任者を確保できるよう必要な措置をとることが求められていることなどを踏まえ、保護司の推薦及び委嘱について規定する保護司法第3条の在り方について検討すること。

## 2. 職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

### 〔現状認識〕に新たに盛り込むことが考えられる事項

(中間取りまとめ中、3パラの後に5パラを移動した上で、続いて下記を挿入し、その後に4パラ、6パラと続けるすることを想定)

また、更生保護の究極の目的は、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することであり、国民の誰もが犯罪被害者等となり得る社会にあって、思いがけず被害を受けた犯罪被害者等を支援することも、この目的に含まれる。犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、平成19年から保護観察所に被害者担当保護司を配置している。

### 〔今後講じていく施策等〕に加筆修正することが考えられる事項

- (10) 保護司活動の構造的な負担軽減を図り、保護観察官と保護司の適切な協働態勢を構築するため、更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員を含め、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化すること。

### 〔今後講じていく施策等〕に新たに盛り込むことが考えられる事項

- (〇〇) 保護観察等対象者の改善更生及び再犯防止のためには、更生保護法第3条（運用の基準）に規定されているとおり、保護観察等の実施に当たって、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮することが重要である。

被害者担当保護司のみならず、保護観察の実施者である保護観察官及び保護司においても、研修を実施するなどして十分に理解を深めること。また、保護観察等の実施に当たり、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任等を自覚させ、被害者等の心情を理解させることによって、誠実に被害弁償をさせたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするとともに、被害者等に対して再び害を加えたり、新たな被害者等を生じさせたりすることがないよう、適切な処遇の強化に努めること。

### 3. 待遇、活動環境

#### 〔今後講じていく施策等〕に加筆修正することが考えられる事項

- (1) 地域社会の一般住民にとって、犯罪や非行をした人たちと関わり、その立ち直りを支えることは、ともすれば忌避されがちなことであり、このような大変な活動を~~労働の対価としての給与の支給を受けずに無給のボランティアで行っていることはからこそ~~、まさに、保護司の活動が崇高な社会貢献の取組であると認識されている所以である。

保護司の無償性は、制度発足以来、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、~~その価値は価値観の多様化が著しい社会情勢の変化を超えて、次世代においてもなお堅持していくべき価値であることから、報酬制の導入は適切ではない。~~

~~もっとも、幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、保護司の無償性ばかりが強調されすぎて誤解を招くおそれのないよう、保護司の職務を行うために要する費用については保護司実費弁償金が支給されるということに加え、地域社会における保護司の存在意義や保護司会を通じた新たな人間関係の広がりといった保護司活動によってもたらされる固有の経験についても、適切かつ丁寧に説明し、周知すること。現代においても特筆すべきものであるところ、報酬制の導入の検討に当たっては、報酬制にすると保護司活動が労働として捉えられることとなり適当ではないなどの意見がある一方、幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには報酬制の導入に向けた門戸を閉ざすべきではないなどの意見があることを踏まえ、無給（実費弁償金の支給）から報酬制に転換した際に生じる保護司・保護司制度に与える影響を十分に考慮して、引き続きその適否について検討すること。~~

- (2) 保護司組織を維持・運営する観点からの会費の必要性については理解できるところ、会費の支払いが保護司の負担となり、やりがいに支障をきたしている状況について、保護局において、令和6年中に実態調査を実施すること。~~とともに、また、保護司が果たす役割の中で地域活動の比重が増し、その重要性も増していることから、保護司会による組織活動を維持・強化~~運営していくために必要な支援を~~の~~充実~~す~~を図ること。

- (3) 保護局において、上記(2)の実態調査と併せて、経費支給手続における保護司・保護司会が行う請求事務についての実態調査を実施するとともに、最近の物価高の影響等を含む、いわゆる「持ち出し」に関する分析を行い、できる限り~~その軽減しを図るほか、若手からベテランに至るまで幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるように、保護司であるが故に必要な活動に対するものを含め、保護司実費弁償金支援の充実を図ること。~~

- (7) 現任の方を始め保護司ができるだけ長く保護司活動を継続していけるよう、保護司活動に伴う心理的な負担を軽減する取組~~に対するインセンティブ~~や、適切な表彰を含むインセンティブの在り方について検討すること。

- (8) 保護局等において、保護司活動のデジタル化を一層推進すること。また、~~その~~デジタル化の推進に当たっては、機器や端末を配備するだけでなく、情報技術（IT）に関する分野に詳しい保護司適任者の確保に努めるとともに、保護司の利便性に配慮したマニュアルを作成したり、将来に必要なとなる保守・メンテナンス費用についても措置すること。
- (9) 更生保護サポートセンターは、保護観察対象者やその家族等との面接場所として利用されているだけでなく、保護司同士や保護司会と地域の関係機関・団体との間で実施される処遇協議、研修等を行う場所としても活用されているなど保護司・保護司会の活動の拠点として重要な機能・役割を果たしている。その一方で、平日夜間や休日の利用が難しい、広い保護区では遠方にあるため利用できないなどの意見のほか、更生保護施設とともに息の長い支援を実現するための地域支援ネットワークの拠点としての役割が期待されているなどの意見があり、地方公共団体の一層の協力を得るなどして、その機能・役割をより充実させる必要があることから、更生保護サポートセンターの法定化などの必要な方策について検討すること。
- (16) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動を長く継続できるようにするため、保護観察所は、保護司の意向を十分に踏まえ、保護司の勤務先を訪問するなどして従業員である保護司の保護司活動に対する理解・協力を求めること、~~従業員である保護司の保護司活動に理解・協力している事業者・事業主に対して謝意を示すなどの配慮を行うこと~~、事業者・事業主がいわゆるボランティア休暇制度を導入している場合には、「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）の趣旨を踏まえ、保護司活動を当該休暇制度の対象とするよう働き掛けることなど、保護司活動の環境整備に取り組むこと。
- (17) 学校との連携や法教育の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴き、非行防止や薬物乱用防止、更生保護の概要について説明しているところ、保護観察官、保護司及び保護司会等の取組へのより一層深い理解・協力を求め得る必要がある。そこで、児童・生徒に対する授業やミニ集会、学校関係者・PTAとの協議会などの機会を積極的に活用するなどして~~ため~~、昨今の保護観察事件の動向を踏まえた保護観察官・保護司による処遇の実際の様子や、安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与する保護司・保護司会の取組にも重点を置いて広報・啓発に取り組むこと。
- (20) 令和3年3月に開催された世界保護司会議において採択された京都保護司宣言などを踏まえ、令和6年4月に開催された第2回世界保護司会議において、日本の保護司や保護司制度を念頭に置いた「国際更生保護ボランティアの日（4月17日）」が採択された。地域社会の安全・安心にとって重要な意義を有する保護司や保護司制度について、国際的な認知度の向上や普及を図るべく、「国際更生保護ボランティアの日」を活用した国際的な情報発信を一層推進すること。

〔今後講じていく施策等〕に新たに盛り込むことが考えられる事項

- (〇〇) 男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本社会を占う最重要課題であり、現在25パーセント程度にとどまる女性の保護司を増加させていくことが求められる。男女が性別にかかわらず、互いに尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、長く保護司活動を継続していくことができるよう、本検討会で取りまとめた各種施策を着実に実行していくこと。また、そのおおむね9割が男性である保護観察等対象者の処遇等における安全確保に不安を抱く女性保護司もいると思われることから、保護司複数指名制を用いて男性保護司を併せて指名すること、自宅外の面接場所として更生保護サポートセンター等を一層積極的に活用すること、保護観察官による適時適切な助言や介入を行うことなどにより、その不安の解消に努めること。
- (〇〇) 保護司は、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、地域社会の一員として誰かが担わなくてはならない役割を果たし続けており、様々な背景を抱える者が緩やかにつながる包摂的な社会の礎となる文化の担い手であるが、その社会的認知度は低い。  
保護観察所及び保護司会において、処遇活動や地域活動の機会を通じて関係機関・団体等と顔の見える関係を構築することや、対人支援の地域ネットワークに積極的に参加することなどを積み重ねる中で、保護司・保護司制度の意義が適切に伝わる広報に取り組み、社会的認知度を向上させること。
- (〇〇) いわゆる現役世代が、仕事をしながらでも保護司活動を長く継続できるようにするとともに、保護司の社会的認知度の向上を促進するため、保護観察所において、従業員である保護司の保護司活動に理解・協力している事業者・事業主について、従業員の保護司活動のために職場における配慮等を積極的に行い従業員の保護司活動を通じて地域社会の安全安心に貢献している事業者・事業主として表彰するなど、好事例を見える化すること。また、保護観察所において、協力雇用主の取組を参考にしつつ、地方公共団体の理解・協力を得て、当該表彰を受けるなどしている場合の競争入札参加資格審査における優遇措置の導入を促進するなどの取組を行うこと。
- (〇〇) 保護司適任者の確保のみならず、犯罪予防活動の実施や地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との調整等について、保護観察所が一層明確かつ積極的に関与すべきであるなどの意見を踏まえ、保護観察所が、自らの責務として、保護司会及び保護司会連合会の適正な維持・運営を確保するための各種支援に取り組むことができるよう、保護司法の規定の在り方について検討すること。

## 4. 保護司の使命

### 〔今後講じていく施策等〕に加筆修正することが考えられる事項

- (6) 更生保護サポートセンターは、保護観察対象者やその家族等との面接場所として利用されているだけでなく、保護司同士や保護司会と地域の関係機関・団体との間で実施される処遇協議、研修等を行う場所としても活用されているなど保護司・保護司会の活動の拠点として重要な機能・役割を果たしている。その一方で、平日夜間や休日の利用が難しい、広い保護区では遠方にあるため利用できないなどの意見のほか、更生保護施設とともに息の長い支援を実現するための地域支援ネットワークの拠点としての役割が期待されているなどの意見があり、地方公共団体の一層の協力を得るなどして、その機能・役割をより充実させる必要があることから、更生保護サポートセンターの法定化などの必要な方策について検討すること。【再掲】

### 〔今後講じていく施策等〕に新たに盛り込むことが考えられる事項

- (〇〇) 幅広い年齢層から保護司の適任者を確保するためには、保護司・保護司会とともに、保護観察所においても、関係機関・団体等に対して人材の確保について協力を求めるなどして、保護司適任者を確保できるよう必要な措置をとることが求められていることなどを踏まえ、保護司の推薦及び委嘱について規定する保護司法第3条の在り方について検討すること。【再掲】
- (〇〇) 保護司適任者の確保のみならず、犯罪予防活動の実施や地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との調整等について、保護観察所が一層明確かつ積極的に関与すべきであるなどの意見を踏まえ、保護観察所が、自らの責務として、保護司会及び保護司会連合会の適正な維持・運営を確保するための各種支援に取り組むことができるよう、保護司法の規定の在り方について検討すること。【再掲】

## 5. 参照条文

### ◎更生保護法（抄）（平成 1 9 年法律第 8 8 号） （運用の基準）

第三条 犯罪をした者又は非行のある少年に対してこの法律の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等を十分に考慮して、当該措置を受ける者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする。

## 保護司が被害に遭われた事例

### 〔重大事案〕

- ① 保護司が、担当していた元保護観察対象者によって殺害された（昭和３９年：北海道）
- ② 保護司の自宅が、担当する保護観察対象者によって放火され、全焼した（平成２２年：茨城県）
- ③ 保護司が、自宅において殺害され、担当する保護観察対象者が殺人容疑で逮捕された（令和６年：滋賀県）

### 〔その他の事案〕

- ✓ 金品を盗まれる、物を壊される、暴行を受けて怪我をするなどの事案がある

## 保護司の安全確保に関する対策

### I. 個別緊急対応：６月中

- ✓ 保護観察事件の総点検
- ✓ 保護観察を担当している全保護司に対する不安等の聴取  
⇒ 保護司の意向等に応じて個別対応
- ✓ 夜間・休日における保護観察所の緊急相談先の再確認

- 地域における保護司への相談支援を始めとする地域援助の取組強化
- 自宅以外の面接場所の確保の推進

### II. 個別緊急対応後の対策：７月以降

- ✓ 保護観察を担当していない保護司に対する不安等の聴取
- ✓ ６月中の不安等の聴取の内容、保護司の活動環境に関する調査
- ✓ 上記調査の結果等を踏まえ、以下の取組を実施（イメージ）
  - 担当保護司の複数指名の積極的運用
  - 保護観察官による直接処遇など直接関与の強化

### III. アセスメントの充実化策について検討：７月以降

### IV. 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の最終報告に沿った対策：１０月以降